説明会資料３

合築施設との経費負担割合に係る留意点

神奈川県立相模湖交流センターは相模原市立相模湖記念館との合築施設です。

相模原市立相模湖記念館の運営については、相模原市が、神奈川県立相模湖交流センターの指定管理者として県が指定した者と委託契約を結び、管理を行っています。

神奈川県と相模原市の経費負担は以下のとおりですので、御留意ください。

１　人件費

常勤職員は県：市＝85：15の割合で負担

非常勤職員(相模湖交流センターの業務に従事)は県が負担

２　維持管理費

(1) 神奈川県の専有部分(*) に特有の経費 ⇒　県負担

多目的ホール等神奈川県専有部分に係る各種設備機器、付属物等の保守管理点検費及び修繕費、舞台技術業務委託経費

(*) 多目的ホール、アートギャラリー、レッスン室、研修室、主催者控室、情報コーナー、ホワイエ等 参考資料１に表示のとおり

(2) 相模原市の専有部分（相模湖記念館）に特有の経費 ⇒　市負担

市の所管課から別途説明

(3) 施設全体（3400㎡）に係る経費 ⇒ 次の面積割合で案分して負担

- 県専有部分（2107.95㎡）⇒ 県負担
- 市専有部分（ 200.00㎡）⇒ 市負担
- 県・市共用部分（1092.05㎡）⇒　県：市＝9149：851 の割合で負担

(4) 建物敷地・駐車場に係る経費

建物敷地（6300.6㎡）は共用部分　⇒　県：市＝9149:851 の割合で負担

駐車場（3257.66㎡）は県専有施設 ⇒　県負担